

平成28年6月14日

大阪府「宿泊税」の新設

大阪府から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 宿泊税の新設の理由

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の税負担を求める法定外目的税として、宿泊税を新設する。

2. 宿泊税の概要

課税団体	大阪府
税目名	宿泊税（法定外目的税）
目的	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る
課税客体	大阪府域内に所在するホテル又は旅館（旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業に係る施設）への宿泊行為
課税標準	大阪府内のホテル又は旅館における宿泊数
納税義務者	大阪府内のホテル又は旅館における宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が 1万円以上1万5千円未満のもの 100円 1万5千円以上2万円未満のもの 200円 2万円以上のもの 300円
免税点	1万円未満の宿泊
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約1.7億円 （平年度）約10.9億円
徴税費用見込額	（初年度）約2.9億円 （平年度）約0.7億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

担当：自治税務局企画課
榎戸係長（23514） 濱田（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659